

福井県報

号外第58号
平成28年
9月16日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

公安委員会告示

目次

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(一一四・交通規制課)……………

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第114号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成28年9月16日

福井県公安委員会

委員長 夔川 健治

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」福井警察署の表中

194	県道(吉野福井線)	日之出4丁目4番 5号先交差点	市道	県道(吉野福井線)を 西進して市道へ右折す る場合	午前7時から 午後8時まで	車両
			市道	市道を南進して市道へ 直進し、または県道(吉野福井線)へ右折す る場合	午前7時から 午後8時まで	
194	県道(吉野福井線)	日之出4丁目4番 4号先交差点	市道	市道を北進して市道へ 直進し、または県道(吉野福井線)へ右折す る場合	午前7時から 午前9時まで	車両

を

		西進して市道へ右折し、または市道へ左折する場合		
市道		市道を南進して市道へ直進し、または県道(吉野福井線)へ右折する場合	午前7時から午後8時まで	
		市道を北進して市道へ直進し、または県道(吉野福井線)へ右折する場合		

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 福井南警察署の表中

62	市道	渡町704番地先 市を東進して市道へ左折する場合	午前7時から午前9時まで	車両
63	市道	渡町700番地先 市道を北西進して市道へ左折する場合	午前7時から午前9時まで	車両
62	市道	渡町704番地先 市道を東進して市道へ左折する場合	午前7時から午前9時まで	車両(自転車を除く)
63	市道	渡町700番地先 市道を北東進して市道へ左折する場合	午前7時から午前9時まで	車両(自転車を除く)

改める。

別表第7(1)「普通自転車が通行できる歩道の区間 歩道を通行することができる区間」

福井警察署の表中

24	市道	大手2丁目7番13号先から大手2丁目6番2号先までの両側歩道	相互通行	約 130
24	市道	大手2丁目7番15号先から大手2丁目6番1号先までの両側歩道	相互通行	約 130

改める。

別表第10(1)「最高速度を指定する区間」 鯖江警察署の表中

4	市道	三六町2丁目7番19号先から杉本町1号3番地先まで	約 1,700	40
4	市道	三六町2丁目7番19号先から杉本町第35号117番地2先まで	約 830	40

に

を

に

に

を

に、

58	市道	糺町28号5番地先から杉本町30号1番地先まで	約 950	40
58	市道	糺町第28号5番地先から杉本町第29号59番地7先まで	約 780	40
61	市道	杉本町1字5番1先から杉本町811番地先まで	約 800	40
61	市道	杉本町702番地2先から杉本町811番地先まで	約 310	40
74	市道	吉江町3号21番地先から杉本町1号38番地先まで	約 700	30
74		削 除		

に、

を

に

改め、同表に次のように加える。

147	市道	鳥羽2丁目7番13号先から鳥羽1丁目2番29号先まで	約 780	30
-----	----	----------------------------	-------	----

別表第10(2)「最高速度を指定する区域」 敦賀警察署の表に次のように加える。

3	町道	美浜町佐田第50号58番地、佐田第62号39番地の1、佐田第87号42番地、佐田第81号13番地、佐田第70号35番地、佐田第50号64番地内の区域内道路 (美浜東小学校周辺地区)	約 1,830	30
---	----	--	---------	----

別表第14「一時停止場所」 坂井西警察署の表中

188	港湾道路 (臨港)	石新保町27字28番先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。		
188	港湾道路 (臨港)	石新保町27字28番先交差点に北東側および南西側から入ろうとするとき。		

改める。

別表第16(2)「駐車禁止場所 (指定する区間が1の警察署管轄区域内のみ)」 福井警察署の表中

署の表中

21	市道	大手2丁目8番8号先から 大手2丁目5番1号先まで (北側道路)	終日	自動車(約 自動二輪 車を除く)	約 100
21	市道	大手2丁目7番15号先から 大手2丁目6番1号先まで	終日	車両	約 130

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 福井警察署の表中

84	県道 (吉野福井線)	学園3丁目1番16号先 (福井工大前)	交差点	4	
84	県道 (吉野福井線)	光陽3丁目1番16号先 (福井工大前)	交差点	4	

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 福井南警察署の表に次のように加える。

625	市道	清水町第20号1番地南西方約50メートル 先 (清水)	交差点	1	
-----	----	--------------------------------	-----	---	--

別表第22「横断歩道設置場所」 坂井警察署の表中

96	市道	丸岡町山口60号14番地先 (竹田小中学校 前)	単路	1	
96	削除				

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 越前警察署の表中

88	県道 (福井朝日武生 線)	本保町第9号2番地先 (吉野郵便局前)	交差点	3	
88	削除				

に、

436	市道	妙法寺町423番地東方約100メートル先 (松森町西バス停前)	交差点	2	
-----	----	------------------------------------	-----	---	--

を

436	市道	妙法寺町423番地東方約100メートル先 (松森町西バス停前)	交差点	1	
-----	----	------------------------------------	-----	---	--

に

改める。

別表第29「自転車横断帯設置場所」 福井警察署の表中

72	市道	大手2丁目2番1号 (福井駅駐輪場北側)	単路	1	
----	----	----------------------	----	---	--

を

72	削除
----	----

改める。

に

平成二十八年九月十六日印
平成二十八年九月十六日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市文京一丁目十九一二十

福井県
高桑印刷株

☎ 六三三三番